



平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 東 宝 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 高 井 英 幸
(コード番号 9602 東証、大証各第 1 部、福岡)
問合せ先 専 務 取 締 役 高 橋 昌 治
(TEL. 03 - 3591 - 1214)

当社子会社である国際放映株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

東宝株式会社（以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 22 年 9 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、国際放映株式会社（コード番号 9604 JASDAQ 以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本公開買付けの開始についての公表日現在、対象者株式 4,145,854 株（平成 22 年 9 月 14 日現在の対象者の発行済株式総数（12,000,000 株）から対象者が所有する自己株式（243,959 株）を控除した数（11,756,041 株）に占める割合（以下、「株式所有割合」といいます。）にして 35.27%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。）を所有しており、当社の連結子会社である TOHO シネマズ株式会社（所有株式数 815,000 株、株式所有割合 6.93%）、東宝フーズ株式会社（所有株式数 310,000 株、株式所有割合 2.64%）、東宝不動産株式会社（所有株式数 280,100 株、株式所有割合 2.38%）、東宝ビル管理株式会社（所有株式数 150,000 株、株式所有割合 1.28%）、北海道東宝株式会社（所有株式数 115,000 株、株式所有割合 0.98%）、東宝共榮企業株式会社（所有株式数 115,000 株、株式所有割合 0.98%）、株式会社東宝サービスセンター（所有株式数 36,345 株、株式所有割合 0.31%）、東宝芸能株式会社（所有株式数 35,500 株、株式所有割合 0.30%）、東宝舞台株式会社（所有株式数 35,000 株、株式所有割合 0.30%）及び東宝東和株式会社（所有株式数 4,600 株、株式所有割合 0.04%）を通じた間接保有分（合計 1,896,545 株、株式所有割合 16.13%）と合わせて 6,042,399 株（株式所有割合 51.40%）を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、平成 22 年 9 月 28 日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ（以下、「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の発行済普通株式のうち、対象者の自己株式を除く全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする取引（以下、「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

また、当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングス（所有株式数 750,000 株、株式所有割合 6.38%）、関西テレビ放送株式会社（所有株式数 350,000 株、株式所有割合 2.98%）、株式会社電通（所有株式数 240,000 株、株式所有割合 2.04%）、朝日放送株式会社（所有株式数 100,000 株、株式所有割合 0.85%）及び日本テレビ放送網株式会社（所有株式数 40,000 株、株式所有割合 0.34%）の各社との間で平成 22 年 9 月 28 日付で公開買付応募契約を締結し、それら各社の所有する対象者株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

なお、対象者によって公表された平成 22 年 9 月 28 日付「支配株主である東宝株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、当社の完全子会社となることにより当社グループ全体の事業戦略の中で一体となって改革を推進することが中

長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であるとともに、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成22年9月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、質の高い娯楽を大衆に広く提供することを使命として、昭和7年、小林一三により設立されて以来、「朗らかに、清く正しく美しく」を経営の根幹として、幅広いお客様に喜ばれる映画・演劇作品の提供に努めてまいりました。また、映画・演劇事業のリスクを支える収益基盤として、保有する不動産の有効活用を図り、映画を中心とした映像、演劇、不動産を事業の3本柱として、グループを挙げて企業価値の向上に取り組んでおります。近年は、本格的なデジタル多メディア時代の到来を睨み、優良な映像コンテンツの企画・制作、出資等による権利確保に注力しており、その一環として、東京都世田谷区成城に保有する東宝スタジオを最先端のデジタル対応スタジオに生まれ変わらせるべく、撮影用ステージや仕上げ部門の施設の拡充に積極的な設備投資を行っております。

一方、対象者は、昭和23年、東宝撮影所（現・東宝スタジオ）が労働争議で混乱を極めていた最中に、当社の製作部門の一部が分離した組織を引き継ぐ形で株式会社新東宝として設立されました。その後、「新東宝作品」として独自路線の映画作品を製作・配給してまいりましたが、昭和36年に経営に行き詰まり、当時急速に普及しつつあったテレビ映画の制作へと事業を転換いたしました。昭和39年に国際放映株式会社と商号変更し、昭和45年には日本証券業協会に株式を店頭売買銘柄として登録し、現在に至るまで数多くのテレビドラマ等の番組を受注制作しております。また、平成4年には、東京都世田谷区砧の旧撮影所の再開発により、テレビスタジオの集合体「東京メディアシティ」を建設し、テレビ局3社にスタジオ施設を長期賃貸することで収益基盤の安定化を図りました。さらに、平成16年にジャスダック証券取引所（現・JASDAQ）に株式を上場し、そして現在は、テレビドラマ、情報番組の受注制作及び保有コンテンツの販売からなる映像事業、並びにテレビスタジオの長期賃貸及び短期レンタルからなるスタジオ経営事業の二つを主要な事業としております。なお、当社は、昭和40年頃から対象者との資本関係を徐々に強化し、現在は連結子会社として取締役等の派遣を行っているほか、テレビドラマ制作やスタジオ使用において対象者と一定の協力関係を築いております。

対象者の映像事業におきましては、一昨年の金融危機以降の急速な広告市況の悪化により、対象者の主要な取引先であるテレビ業界が過去に例を見ない深刻な不況に陥ったため、民放各局が番組制作費を削減する傾向が顕著となり、その結果、受注する作品本数の減少や制作費の削減等の影響を強く受けております。スタジオ経営事業におきましても、平成19年に、スタジオ建設当初からの長期賃貸先3社のうち1社との契約が解約となり短期レンタルを目的とする自主運営スタジオに切り替わった後、当該スタジオの短期レンタルの稼働率低迷が続いていることに加え、残る長期賃貸先であるテレビ局2社とのスタジオ賃貸借契約も、上記のようなテレビ業界の厳しい経営環境に鑑みれば、今後、現在の契約内容により継続することができかどうか不透明な状況です。こうしたテレビ業界の急激な環境変化がもたらした影響は、そのまま対象者の業績に反映されており、平成22年1月期に営業赤字に陥ったほか、平成23年1月期の業績予想においても赤字の見通しとなっています。当社としましては、対象者を取り巻く厳しい経営環境は短期的に大きく改善することが見込めないと同時に、とりわけスタジオ経営事業の利益低下が、対象者の収益基盤を揺るがす深刻な状況となっていると認識しております。そのため、今後、対象者単独の経営合理化努力のみでは業績の大幅な改善を図ることは困難であり、対象者が持続的かつ安定的に事業活動を行っていくためには、中長期的観点での抜本的な対策が不可避と考えております。

こうした認識の下、当社と対象者とは、平成 22 年 7 月頃から対象者の業績改善及び両社の企業価値向上について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、対象者が、引き続き厳しい経営環境に置かれる中で、抜本的な経営改革を推進しつつ、中長期的に経営基盤の安定を図っていくためには、当社と対象者がより強固で緊密な協力体制を構築するとともに、対象者において今後の環境変化に応じた柔軟かつ機動的な経営戦略を実現するための意思決定を可能とすることが必要であり、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することが、抜本的な経営改革の推進及び中長期的な対象者の経営基盤の安定を実現する最善の方策であるとの結論に至りました。

対象者が当社の完全子会社となることで、映像業界において総合力を有する当社との相互連携の強化や当社グループ内の機能再編等の推進が可能となり、対象者の業績改善及び対象者を含む当社グループとしての企業価値向上に資するものと確信しております。具体的には、映像事業につきましては、当社グループの映像制作関連諸部門との企画営業面での連携拡大、制作ノウハウの共有、保有コンテンツの販売協力等を進めることにより、対象者の業績向上に寄与できるものと考えます。スタジオ経営事業につきましては、機能的、規模的に優位な当社の東宝スタジオとの様々な連携により、グループ経営資源の効率的配分・活用が可能になるものと思われまます。また、上場維持コスト等の負担軽減、間接業務の集約化等によるコストメリットも期待できます。

以上のとおり、当社及び対象者は、対象者が置かれた厳しい経営環境を乗り越えるためには、当社が対象者を完全子会社化した上で、当社グループ全体の事業戦略の中で一体となって改革を推進することが最善の策と考えており、その結果、対象者を含む当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと確信しております。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、当社は、対象者を連結子会社としており、また、対象者の取締役のうち 1 名が当社取締役を兼務し、2 名が当社から出向しております。このような状況から、対象者における本公開買付けの検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケット」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 9 月 27 日付で大和証券キャピタル・マーケットから株式価値算定書を取得しました（なお、当社は大和証券キャピタル・マーケットから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません）。大和証券キャピタル・マーケットによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットは、当社からのかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成 22 年 9 月 27 日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成 22 年 9 月 27 日を基準日として、JASDAQにお

ける対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価 82 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去3ヶ月間の終値平均株価 84 円及び過去6ヶ月間の終値平均株価 92 円を基に 82 円～92 円、DCF法では 84 円～108 円と算定されております。

当社は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移（株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける対象者の普通株式の市場推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの事例並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、最終的に本公開買付け価格を100円に決定いたしました。

なお、本公開買付け価格100円は、本公開買付けの開始についての公表日直前に対象者の普通株式が取引された平成22年9月17日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（80円）に25.00%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成22年8月30日から平成22年9月27日まで）の終値単純平均（82円）に約21.95%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成22年6月28日から平成22年9月27日まで）の終値単純平均（84円）に約19.05%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成22年3月29日から平成22年9月27日まで）の終値単純平均（92円）に約8.70%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「三菱東京UFJ銀行」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年9月27日付で三菱東京UFJ銀行から株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を取得したとのことです（なお、対象者は三菱東京UFJ銀行から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

対象者によれば、三菱東京UFJ銀行による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

三菱東京UFJ銀行は、対象者の株式価値について、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。三菱東京UFJ銀行が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価平均法では80円～92円、DCF法では63円～95円と算定されているとのことです。市場株価平均法では、平成22年9月24日を基準日とし、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均並びに対象者が「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成22年9月3日の翌営業日から基準日までの期間を基に株価終値平均値を分析した上で、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を80円～92円と算定しているとのことです（なお、基準日である平成22年9月24日にJASDAQにおける対象者の普通株式の取引が成立しなかったため、対象者の普通株式の直近の取引成立日（平成22年9月17日）の普通取引終値を基準日終値としているとのことです。）。DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、対象者の普通株式の1株あたりの株式価値を63円～95円と算定しているとのことです。

なお、第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

なお、当社は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び

対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

③ 対象者におけるプロジェクトチームの設置

対象者によれば、対象者は、上記のとおり本公開買付けの検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けに関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、当社、本公開買付けに応募することを同意している株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び関西テレビ放送株式会社並びに当社及び対象者の大株主であるとともに当社の取引先である株式会社TBSテレビの取締役又は従業員を兼務している取締役を除いた、当社からの独立性が高い3名の取締役（藤原正道氏、山野井孝氏及び浦井孝行氏）により構成されるプロジェクトチーム（以下、「対象者PT」といいます。）を設置し、対象者PTが当社との間で本取引に関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャルアドバイザーである三菱東京UFJ銀行及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言等を受けながら、対象者の立場から本取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

④ 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、平成22年8月25日、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である松崎為久氏（税理士、トラスティーズ寺田松崎会計事務所パートナー）、西田章氏（弁護士、西田法律事務所）及び西田誠氏（公認会計士、ネクストウィル・コンサルティング株式会社代表取締役）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、対象者PTが本公開買付けについて検討するにあたって、第三者委員会に対し、（a）本取引の目的の正当性（本取引による対象者企業価値の向上の有無）、（b）本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、及び（c）本取引により少数株主に交付される対価の公正性を諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成22年8月25日より同年9月22日まで合計4回開催され、上記諮問事項について検討を行い、また、かかる検討にあたり、対象者から、当社による対象者への提案内容、本公開買付け及び後記「（4）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続きの目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者所有不動産の実地調査等を行ったとのことです。加えて、三菱東京UFJ銀行が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、三菱東京UFJ銀行から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの検討資料を前提として、平成22年9月27日に、対象者PTに対して、（a）本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、（b）本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められ、また、（c）本公開買付け価格を含む、本取引により少数株主に交付される対価が公正であると判断することは妥当である旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、三菱東京UFJ銀行の対象者算定書、TMI総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることにより当社グループ全体の事業戦略の中で一体となって改革を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成22年9月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、当社の取締役を兼務する対象者取締役中川敬氏並びに当社からの出向者である対象者取締役柴田徹氏及び同津屋明彦氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、当社の取締役を兼務する対象者監査役太古伸幸氏及び当社の子会社の取締役を兼務する対象者監査役米井誠一氏は、同様の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

本公開買付けへの賛同に係る上記対象者取締役会において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員を兼務している上記取締役3名及び監査役2名並びに一身上の理由により出席できなかった取締役1名を除く取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役5名（うち社外取締役2名を含みます。）の全員の一致で当該決議を行っており、出席監査役1名は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑥ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について当社以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が当社の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（4）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、下記の一連の手続きにより、対象者少数株主に対して対象者株式を売却する機会を提供しつつ、対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款に対し、対象者が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）の取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

また、かかる手続きの実行に際して、臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、本公開買付けの開始についての公表日現在、上記の各手続きを実施する時期については決定しておりませんが、上記の各手続きが実施された場合には、当社は、臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）は対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられ

ます。以下同じとします。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本公開買付けの開始についての公表日現在未定ですが、当社は、対象者に対して、当社が対象者の発行済普通株式の全てを所有することになるよう、当社以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者株式の所有状況又は当社以外を対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、当社が対象者の発行済普通株式の全部を所有することとなるよう、当社以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭等を交付する方法により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭等についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けの期間満了日以降、対象者が所有する自己株式の全てを消却する予定ではありますが、その時期については未定であり、今後対象者と協議の上決定いたします。

(5) 対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

対象者普通株式は本公開買付けの開始についての公表日現在、JASDAQに上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の予定 (いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載したところに従い、当社による対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングス(所有株式数 750,000 株、株式所有割合 6.38%)、関西テレビ放送株式会社(所有株式数 350,000 株、株式所有割合 2.98%)、株式会社電通(所有株式数 240,000 株、株式所有割合 2.04%)、朝日放送株式会社(所有株式数 100,000 株、株式所有割合 0.85%)及び日本テレビ放送網株式会社(所有株式数 40,000 株、株式所有割合 0.34%)の各社との間で平成22年9月28日付で公開買付応募契約を締結し、それら各社の所有する対象者株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名	称	国際放映株式会社
-----	---	----------

② 所 在 地	東京都世田谷区砧五丁目7番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤 原 正 道
④ 事 業 内 容	映画・テレビ番組等の制作、スタジオのレンタル
⑤ 資 本 金	1,100 百万円（平成 22 年 7 月 31 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	1948 年（昭和 23 年）4 月 26 日
⑦ 大株主及び持株比率	（平成 22 年 7 月 31 日現在） 東宝株式会社 34.54% 株式会社TBSテレビ 11.49% TOHOシネマズ株式会社 6.79% 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 6.25% 有限会社ノスケープ 4.16% 関西テレビ放送株式会社 2.91% 東宝フーズ株式会社 2.58% 東宝不動産株式会社 2.33% 株式会社電通 2.00% 鳥海節夫 1.25%
⑧ 当社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、平成 22 年 9 月 28 日現在、間接保有分 16.13%を含め、対象者の発行済株式総数の 51.40%に相当する 6,042,399 株を所有しております。
人 的 関 係	当社の取締役である中川敬氏及び太古伸幸氏がそれぞれ、対象者の取締役及び監査役を兼務しており、当社の子会社の取締役である米井誠一氏が対象者の監査役を兼務しております。また、対象者の取締役である柴田徹氏及び津屋明彦氏は当社から出向しております。この他、当社の従業員が 1 名対象者に出向しております。
取 引 関 係	当社は、対象者に対して資金の貸付を行っており、これに係る利息を受取っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

（2）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 9 月 29 日（水曜日）から平成 22 年 11 月 11 日（木曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 100 円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットズに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 9 月 27 日付で大和証券キャピタル・マーケットズから株式価値算定書を取得しました（なお、当社は、大和証券キャピタル・マーケットズから本公開買付け価格の公正性

に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券キャピタル・マーケットによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットは、当社からのかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成22年9月27日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成22年9月27日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価82円、過去3ヶ月間の終値平均株価84円及び過去6ヶ月間の終値平均株価92円を基に82円～92円、DCF法では84円～108円と算定されております。

当社は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移（株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける対象者の普通株式の市場推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、最終的に本公開買付価格を100円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格100円は、本公開買付けの開始についての公表日直前に対象者の普通株式が取引された平成22年9月17日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（80円）に25.00%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成22年8月30日から平成22年9月27日まで）の終値単純平均（82円）に約21.95%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成22年6月28日から平成22年9月27日まで）の終値単純平均（84円）に約19.05%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成22年3月29日から平成22年9月27日まで）の終値単純平均（92円）に約8.70%のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

対象者の映像事業におきましては、一昨年の金融危機以降の急速な広告市況の悪化により、対象者の主要な取引先であるテレビ業界が過去に例を見ない深刻な不況に陥ったため、民放各局が番組制作費を削減する傾向が顕著となり、その結果、受注する作品本数の減少や制作費の削減等の影響を強く受けております。スタジオ経営事業におきましても、平成19年に、スタジオ建設当初からの長期賃貸先3社のうち1社との契約が解約となり短期レンタルを目的とする自主運営スタジオに切り替わった後、当該スタジオの短期レンタルの稼働率低迷が続いていることに加え、残る長期賃貸先であるテレビ局2社とのスタジオ賃貸借契約も、上記のようなテレビ業界の厳しい経営環境に鑑みれば、今後、現在の契約内容により継続することができるかどうか不透明な状況です。こうしたテレビ業界の急激な環境変化がもたらした影響は、そのまま対象者の業績に反映されており、平成22年1月期に営業赤字に陥ったほか、平成23年1月期の業績予想においても赤字の見通しとなっています。当社としましては、対象者を取り巻く厳しい経営環境は短期的に大きく改善することが見込めないと同時に、とりわけスタジオ経営事業の利益低下が、対象者の収益基盤を揺るがす深刻な状況となっていると認識しております。そのため、今後、対象者単独の経営合理化努力のみでは業績の大幅な改善を図ることは困難であり、対象者が持続的かつ安定的に事業活動を行っていくためには、中長期的観点での抜本的な対策が不可避と考えております。

こうした認識の下、当社と対象者とは、平成22年7月頃から対象者の業績改善及び両社の企業価

値向上について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、対象者が、引き続き厳しい経営環境に置かれる中で、抜本的な経営改革を推進しつつ、中長期的に経営基盤の安定を図っていくためには、当社と対象者がより強固で緊密な協力体制を構築するとともに、対象者において今後の環境変化に応じた柔軟かつ機動的な経営戦略を実現するための意思決定を可能とすることが必要であり、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することが、抜本的な経営改革の推進及び中長期的な対象者の経営基盤の安定を実現する最善の方策であるとの結論に至ったことから、以下の経緯により、本公開買付け価格を決定し、当社は平成 22 年 9 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

I. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットズに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 9 月 27 日付で大和証券キャピタル・マーケットズから株式価値算定書を取得しました（なお、当社は大和証券キャピタル・マーケットズから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

II. 当該意見の概要

大和証券キャピタル・マーケットズは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では 82 円～92 円、DCF法では 84 円～108 円と算定されております。

III. 当該意見を踏まえて買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、大和証券キャピタル・マーケットズから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移（株式会社大阪証券取引所は平成 22 年 4 月 1 日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成 22 年 3 月までは JASDAQ における対象者の普通株式の市場推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、最終的に本公開買付け価格を 100 円に決定いたしました。

（買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社は、対象者を連結子会社としており、また、対象者の取締役のうち 1 名が当社取締役を兼務し、2 名が当社から出向しております。このような状況から、対象者における本公開買付けの検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

（イ） 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットズに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 9 月 27 日付で大和証券キャピタル・マーケットズから株式価値算定書を取得しました（なお、当社は大和証券キャピタル・マーケットズから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

一方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱東京UFJ

銀行に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年9月27日付で三菱東京UFJ銀行から対象者算定書を取得したとのことです（なお、対象者は三菱東京UFJ銀行から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

対象者によれば、三菱東京UFJ銀行による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

三菱東京UFJ銀行は、対象者の株式価値について、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。三菱東京UFJ銀行が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価平均法では80円～92円、DCF法では63円～95円と算定されているとのことです。市場株価平均法では、平成22年9月24日を基準日とし、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均並びに対象者が「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成22年9月3日の翌営業日から基準日までの期間を基に株価終値平均値を分析した上で、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を80円～92円と算定しているとのことです（なお、基準日である平成22年9月24日にJASDAQにおける対象者の普通株式の取引が成立しなかったため、対象者の普通株式の直近の取引成立日（平成22年9月17日）の普通取引終値を基準日終値としているとのことです）。DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、対象者の普通株式の1株あたりの株式価値を63円～95円と算定しているとのことです。

なお、第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

（ロ） 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

なお、当社は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

（ハ） 対象者におけるプロジェクトチームの設置

対象者によれば、対象者は、上記のとおり本公開買付けの検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けに関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、対象者PTを設置し、対象者PTが当社との間で本取引に関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャルアドバイザーである三菱東京UFJ銀行及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言等を受けながら、対象者の立場から本取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

（ニ） 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、平成22年8月25日、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である松崎為久氏（税理士、トラスティーズ寺田松崎会計事務所パートナー）、西田章氏（弁護士、西田法律事務所）及び西田誠氏（公認会計士、ネクストウィル・コンサルティング株式会社代表取締役）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、対象者PTが本公開買付けについて検討するにあたって、第三者委員会に対し、（a）本取引の目的の正当性（本取引による対象者企業価値の向上の有無）、（b）本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、及び（c）本取引により少数株主に交付される対価の公正性を諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成 22 年 8 月 25 日より同年 9 月 22 日まで合計 4 回開催され、上記諮問事項について検討を行い、また、かかる検討にあたり、対象者から、当社による対象者への提案内容、本公開買付け及び上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続きの目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者所有不動産の実地調査等を行ったとのことです。加えて、三菱東京UFJ銀行が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、三菱東京UFJ銀行から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの検討資料を前提として、平成 22 年 9 月 27 日に、対象者PTに対して、(a) 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められ、また、(c) 本公開買付け価格を含む、本取引により少数株主に交付される対価が公正であると判断することは妥当である旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

(ホ) 対象者における利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、三菱東京UFJ銀行の対象者算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることにより当社グループ全体の事業戦略の中で一体となって改革を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 9 月 28 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、当社の取締役を兼務する対象者取締役中川敬氏並びに当社からの出向者である対象者取締役柴田徹氏及び同津屋明彦氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、当社の取締役を兼務する対象者監査役太古伸幸氏及び当社の子会社の取締役を兼務する対象者監査役米井誠一氏は、同様の観点から、対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

本公開買付けへの賛同に係る上記対象者取締役会において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員を兼務している上記取締役 3 名及び監査役 2 名並びに一身上の理由により出席できなかった取締役 1 名を除く取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役 5 名（うち社外取締役 2 名を含みます。）の全員の一致で当該決議を行っており、出席監査役 1 名は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(ヘ) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について当社以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が当社の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャルアドバイザー（算定機関）である大和証券キャピタル・マーケットスは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,610,187 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 上記「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。買付予定数は、対象者の平成 22 年 9 月 14 日提出の第 73 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 14 日現在の発行済株式総数 (12,000,000 株) から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数 (平成 22 年 7 月 31 日現在 243,959 株) 及び公開買付者が本日現在所有する株式数 (4,145,854 株) を控除した数となります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,145 個	(買付け等前における株券等所有割合 35.26%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,030 個	(買付け等前における株券等所有割合 17.27%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	7,610 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	10,830 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等 (但し、対象者が所有する自己株式を除きます。) に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 22 年 9 月 14 日提出の第 73 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 7 月 31 日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者の平成 22 年 9 月 14 日提出の第 73 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 14 日現在の発行済株式総数 (12,000,000 株) から、本公開買付けを通じて取得する予定のない平成 22 年 7 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数 (243,959 株) を除いた株式数 (11,756,041 株) に係る議決権の数 (11,756 個) として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、買付予定の株券等に係る単元未満株式数 (187 株) と公開買付者の所有株券等に係る単元未満株式 (854 株) の合計株式数 (1,041 株) が 1 単元の株式数 (1,000 株) を超えるため、「買付予定の株券等に係る議決権の数」及び「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の合計 (11,755 個) が本公開買付けの買付予定数 (7,610,187 株) 及び公開買付者の所有株券等の数 (4,145,854 株) の合計に係る議決権の数 (11,756 個) と異なることから、その分子を、本公開買付けの買付予定数 (7,610,187 株) 及び公開買付者の所有株券等の数 (4,145,854 株) の合計に係る議決権の数

(11,756 個) として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 761 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数 (7,610,187 株) に本公開買付価格 (100 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年11月18日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことができます。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは

できません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接又は間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名又は交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 9 月 29 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」を参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが、当社の平成 23 年 2 月期業績予想に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によって公表された平成 22 年 9 月 28 日付「支配株主である東宝株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、当社の完全子会社となることにより当社グループ全体の事業戦略の中で一体となって改革を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 9 月 28 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことでした。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上